

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年10月4日(2018.10.4)

【公表番号】特表2017-529138(P2017-529138A)

【公表日】平成29年10月5日(2017.10.5)

【年通号数】公開・登録公報2017-038

【出願番号】特願2017-508629(P2017-508629)

【国際特許分類】

A 6 1 B 8/12 (2006.01)

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

A 6 1 B 1/313 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B	8/12	
A 6 1 B	1/00	5 2 6
A 6 1 B	1/313	5 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年8月23日(2018.8.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

血管内イメージングデバイスであって、

メインカテーテルボディと、

前記メインカテーテルボディの内腔内に位置する回転イメージング要素と、

前記メインカテーテルボディからのびる遠位部であって、ガイドワイヤ内腔と連通するラピッドエクスチェンジポートを持ち、当該ラピッドエクスチェンジポートとガイドワイヤ内腔はガイドワイヤを受けるようなサイズと形状である、遠位部と、

前記ラピッドエクスチェンジポートに隣接して位置する少なくとも一つのU字形トラフ
補強要素と

を有する、血管内イメージングデバイス。

【請求項2】

前記少なくとも一つの補強要素が前記ラピッドエクスチェンジポートの近位位置から前記ラピッドエクスチェンジポートの遠位位置へのびる、請求項1に記載のデバイス。

【請求項3】

前記少なくとも一つの補強要素が金属、金属合金、及びプラスチックのうち少なくとも一つで形成される、請求項1に記載のデバイス。

【請求項4】

前記少なくとも一つの補強要素が、前記デバイスの断面において前記カテーテルボディの両側に互いに対向して位置される二つの補強要素を有する、請求項1に記載のデバイス。

【請求項5】

前記回転イメージング要素が超音波トランസデューサである、請求項1に記載のデバイス。

【請求項6】

前記回転イメージング要素が光学コヒーレンストモグラフィ要素である、請求項1に記

載のデバイス。

【請求項 7】

前記ガイドワイヤ内腔が前記メインカテーテルボディの中心軸と同軸にのびる、請求項1に記載のデバイス。

【請求項 8】

前記ガイドワイヤ内腔が、前記メインカテーテルボディの中心軸とオフセットされ、ただし平行にのびる、請求項1に記載のデバイス。

【請求項 9】

血管内イメージングシステムであって、

血管内イメージングデバイスであって、

メインカテーテルボディと、

前記メインカテーテルボディの内腔内に位置する回転イメージング要素と、

前記メインカテーテルボディからのびる遠位部であって、ガイドワイヤ内腔と連通するラピッドエクスチェンジポートを持ち、当該ラピッドエクスチェンジポートとガイドワイヤ内腔がガイドワイヤを受けるようなサイズと形状である、遠位部と、

前記ラピッドエクスチェンジポートに隣接して位置する少なくとも一つのU字形トラフ補強要素と

を含む血管内イメージングデバイスと、

前記血管内イメージングデバイスと通信する処理システムであって、前記血管内イメージングデバイスによって取得されるデータを処理するように構成される処理システムとを有する、血管内イメージングシステム。

【請求項 10】

前記血管内イメージングデバイスの近位部とインターフェースし、前記処理システムと通信するように構成される患者インターフェースモジュールをさらに有する、請求項9に記載のシステム。

【請求項 11】

前記処理システムと通信するディスプレイをさらに有する、請求項9に記載のシステム。

【請求項 12】

前記少なくとも一つの補強要素が前記ラピッドエクスチェンジポートの近位位置から前記ラピッドエクスチェンジポートの遠位位置へのびる、請求項9に記載のシステム。

【請求項 13】

前記ガイドワイヤ内腔が前記メインカテーテルボディの中心軸と同軸にのびる、請求項9に記載のシステム。

【請求項 14】

前記ガイドワイヤ内腔が前記メインカテーテルボディの中心軸とオフセットされ、ただし平行にのびる、請求項9に記載のシステム。

【請求項 15】

前記少なくとも一つの補強要素が金属、金属合金、及びプラスチックのうち少なくとも一つで形成される、請求項9に記載のシステム。